

(改正案)

与論町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 与論町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(組織)

第2条 交通会議は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号、以下「規則」という。）第51条の7に規定する運営協議会として与論町自家用有償運送運営協議会を兼ねるものとする。

(協議事項)

第3条 交通会議では、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送に関する以下の事項
  - ①法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客輸送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における輸送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
  - ②法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項

(構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者に対して町長が委嘱する。

- (1) 与論町長又はその指名する者
- (2) 鹿児島県企画部交通政策課長又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (5) 一般社団法人奄美自動車連合会長又はその指名する者
- (6) 与論町民又は利用者の代表
- (7) 町内で自家用有償旅客輸送を行う又は行う予定のある特定非営利活動法人等
- (8) 九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の長若しくはその指名する者又は一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者

- (10) 沖永良部警察署長又はその指名する者
  - (11) 道路管理者
  - (12) 学識経験を有する者その他町長が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第6条 交通会議に会長をおく。

- 2 会長は、与論町長又はその指名する者とする。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の全会一致を原則とする。但し、議事を尽くしても一致しない場合には出席委員の多数決による。可否同数のときは、議長が決する。
- 5 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(会議の特例)

第8条 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他会長が必要と認めるとき。

2 書面による議決の方法は、第7条第4項の規定を準用する。この場合において、出席委員」は「全委員」に読み替えるものとする。(事務局)

第9条 交通会議の事務局は、総務企画課とし、同課において交通会議の庶務を処理する。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長

が交通会議に諮り定める。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日付け制定）

この要綱は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日付け改正）

改正後の要綱は、令和 年 月 日から施行する。